

奈良県告示第百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人相志和診会岩間歯科 王寺診療所	北葛城郡王寺町王寺二丁目七番二 三号 亀井興産ビル三階	平成三十年五月 一日
岡田薬局	生駒郡斑鳩町興留五―一―二四	平成三十年六月 一日